

令和6年度第1回
東京都私立学校審議会
会議録（第836回）

令和6年4月15日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後3時00分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和6年度第1回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第6条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

初めに、本年度最初の審議会ということで、古屋生活文化スポーツ局長に御出席をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、古屋局長から、御挨拶をお願いいたします。

○古屋生活文化スポーツ局長 本年4月1日付で生活文化スポーツ局長に着任いたしました、古屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

近藤会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、都の私学行政に対しまして、日頃から御理解と御協力をいただきまして、どうもありがとうございます。改めまして、御礼を申し上げたいと存じます。

本私立学校審議会は、法令に基づきまして私立学校に関する重要な認可事項などについて御審議いただくものでございまして、私学の発展に欠かすことのできないものとして、昨年度は計61件の答申をいただいております。今年度も、引き続き貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

都では、私立学校が東京の公教育に果たす大きな役割を踏まえまして、私学振興を都政の最重要課題の一つと位置づけてございます。それぞれの学校の建学の精神に基づき、特色ある多様な教育を展開していただいております私立学校の皆様の御尽力、そして、児童生徒等の学ぶ意欲に答えるべく、引き続き私立学校の振興に努めてまいりたいと存じます。

今年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

古屋局長は、公務の関係で、ここで退席されます。

ありがとうございました。

○古屋生活文化スポーツ局長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼いたします。

(古屋生活文化スポーツ局長退室)

○近藤会長 次に、当審議会の事務局職員の異動について、紹介をお願いいたします。

○福本私学行政課長 本年4月1日付で転入がございましたので、改めまして、幹部職員を紹介させていただきます。

私学部長の加倉井でございます。

○加倉井私学部長 加倉井でございます。よろしくお願いいたします。

○福本私学行政課長 私学振興課長の伊与でございます。

○伊与私学振興課長 伊与でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福本私学行政課長 引き続きになりますが、企画担当課長の横田でございます。

○横田企画担当課長 横田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○福本私学行政課長 そして、私、私学行政課長の福本でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、一般職員の異動につきましては、お手元に配付させていただいております一覧をもちまして、紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります6件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第50条第3項において準用する第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和6年4月15日付、東京都知事名。

記、1、学校法人嘉栄学園の解散認可について（中野区）、ほか5件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第3号から議案第6号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。議案第1号、第2号につきましては、第一部会におきまして、審査の結果、継続審議となりましたので、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議をすることといたします。

議案第1号、第2号は、今、報告がありましたけれども、引き続き第一部会にて審査をお願いいたします。

各種学校についての案件でございます。

議案第3号は、東京明生日本語学院の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、東京明生日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

同校は、各種学校として、平成29年2月8日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和6年7月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人朝日学園で、理事長は湯澤大介氏、校長は北琢磨氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、昼第1部について、10月入学の進学2年コースを設置し、入学定員を隔年で20名とします。また、進学1年6月コースについて、毎年20名としている入学定員を、隔年ごとに20名・40名として、総定員を60名といたします。昼第2部について、隔年で入学受入れをしていた4月入学の進学2年コースについて、毎年40名の入学者を受け入れることとし、総定員を80名とします。進学1年9月コースについては、隔年で10名を受け入れていましたが、毎年20名受入れとして、総定員を40名とします。進学1年6月コースは、隔年ごとに35名・20名の入学定員であったものを、毎年20名の受入れとしまして、総定員を40名とします。これにより、第1部、第2部、ともに総定員は160名で、学校の総定員は225名から320名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日及び法人が設置する学校について記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号は、城山みどり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、城山みどり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可につ

いて、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 6 年 5 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人石川キンダー学園、園長は石川典子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在の 10 学級 180 名を 9 学級 245 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から要項 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 4 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第 5 号は、樫の実幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 5 号、樫の実幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 7 年 2 月 14 日を予定しております。

変更の理由でございますが、幼保連携型認定こども園の設置計画に伴う施設改修に向けて、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は樫葉和英氏、園長も同じく樫葉和英氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在の 4 学級 110 名を 4 学級 105 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から要項 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、中学校についての案件でございます。

議案第6号は、自由学園男子部中等科の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号について、御説明いたします。

これは、学校法人自由学園が設置しております自由学園男子部中等科における学校廃止認可でございます。

最初に、概要を説明させていただきます。本学園が設置しておりました自由学園女子部中等科と自由学園男子部中等科は、令和6年4月1日に共学化されました。共学化に伴う対応として、男子部中等科の収容定員を女子部中等科へ移し替え、男子部中等科の収容定員は、現在、0名となっております。なお、こちらの収容定員変更については、令和5年7月の私立学校審議会にて、諮問し、認可適当の答申を得たものです。また、併せて、自由学園女子部中等科は、令和6年4月1日より、「自由学園中等部」へ名称変更をしております。このように、今般の共学化に伴い、男子部中等科は収容定員が0名であり、かつ、在籍生徒がいなくなっているため、学校の廃止の申請をするものであります。

以上を踏まえ、要項を御覧ください。

学校の名称及び位置につきましては、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、共学化に伴い、在籍生徒がいなくなったためであります。

設置者は学校法人自由学園で、理事長は村山順吉氏、校長は佐藤史伸氏です。

生徒の処置、教職員の処置、指導要録等の引継方法、資産の処置につきましては、要項6から要項9のとおり、共学化された自由学園中等部へ引き継ぎます。

備考欄には、校地・校舎面積、総定員等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局から報告があるとのことですので、お願いいたします。

○福本私学行政課長 当審議会の会長につきましては、近藤会長にお務めいただいているところでございますが、4月30日付で会長任期が満了いたしますことから、5月以降の会長の御選出をお願いしたいと存じます。

選出につきましては、私立学校法第13条第2項に基づきまして、委員の皆様により互選いただくことになってございます。

まずは、事務局から座長を指名させていただいた上で、進行につきまして、座長にお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○福本私学行政課長 ありがとうございます。

それでは、勝手ながら、座長を加茂川先生にお願いしたいと存じます。

加茂川先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○加茂川委員 それでは、御指名に従いまして、会長選出の座長を務めさせていただきます。

誠に不慣れでございますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、会長候補として、どなたか御推挙いただければと存じますが、皆様、いかがでございますでしょうか。

○長塚委員 近藤先生に引き続きお願いしたいと思います。

○加茂川委員 ありがとうございます。そのほかに御発言はございますか。

ありがとうございます。

それでは、皆様、御存じのように、会長候補として、今、近藤先生が推薦されたわけでございますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

(拍手起こる)

○加茂川委員 ありがとうございます。

それでは、全会一致で了承されたものとさせていただきます。

近藤先生、よろしいでしょうか。

○近藤委員 分かりました。体力の続く限り、頑張ります。よろしくお願ひします。

○加茂川委員 ありがとうございます。

近藤先生からも御了承いただいたということが確認できました。

全会一致でございますので、投票は省略させていただきます。5月以降につきましても、近藤先生に引き続き当審議会の会長をお願いすることといたします。

皆様、御協力をありがとうございました。

会長に、ステアリングをお渡しいたします。

○近藤会長 それでは、引き受けさせていただきますが、東京都私立学校審議会運営細則第3条に基づきまして、5月以降の会長代行を私から指名させていただきます。

前回までと同じように、引き続き会長代行には内野委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、内野委員、会長代行ということでお願ひします。一言。

○内野委員 近藤先生の御指導の下、一生懸命やりたいと思います。よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、事務局から、報告がございます。

お願いいたします。

○福本私学行政課長 審議会委員の御異動につきまして、御報告させていただきます。

4月30日をもちまして任期を満了して御退任となる予定の委員の先生がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

木内委員、岸井委員のお二方となります。

木内委員につきましては、平成16年5月から20年間にわたり、岸井委員につきましては、平成28年5月から8年間にわたりまして、本審議会の委員を務められ、審議に御尽力を賜りました。本当にありがとうございました。

本日、木内委員は所用により御欠席されておりますが、ここで、退任される岸井委員より、一言、御挨拶をいただきたいと存じます。

岸井先生、よろしく願いいたします。

(岸井委員挨拶)

○近藤会長 どうもありがとうございました。

○福本私学行政課長 岸井先生、ありがとうございました。この場を借りまして、事務局としても御礼を申し上げます。

また、5月の審議会におきまして新たに選任されました委員の方をお迎えすることになりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

近藤会長にお返し申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

岸井先生、8年間、本当にありがとうございました。本当に御尽力いただきました。木内先生にも御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

最後に、審議会日程についてでございます。

今回は、5月20日、月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時25分閉会